

作 業 基 準

六口丸海運有限公司

目次

第1章 目的

第2章 作業体制

第3章 危険物等の取扱

第4章 乗下船作業

第5章 旅客の遵守事項等の周

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、児島観光港～本島泊港、多度津港～高見港～本島笠島港～丸亀港、観音寺港～伊吹港～栗島港～宮ノ下港 及び瀬戸内海一円(不定期)、東京湾一円(不定期)、種子島～馬毛島周辺海域(不定期)の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1)陸上作業

- | | | |
|----------------------|---|-----|
| ・乗下船する旅客の誘導 | } | 各1人 |
| ・乗下船用人道橋の操作 児島観光港 | | |
| ・船舶の離着岸時(綱取、綱放し) 本島港 | | |
| ・乗船待機中の旅客の誘導 西之表港 | | |

(2)船内作業

- | | |
|-------------------|--------|
| ・乗下船する旅客の誘導 | 船員(1人) |
| ・乗下船人道橋の操 | 船員(1人) |
| ・船舶の離着岸時(綱取、綱放放し) | 船員(1人) |
| ・乗船待機中の旅客の誘導 | 船員(1人) |

(本島港においては、船内作業員が陸上作業も兼ねる)

2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、(副)運行管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整備
- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け船内作業を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物等の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

(1) 陸上作業員は、危険物運送の申し込みがあったときは、直ちに当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運行管理者に報告すること。

(2) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。

(3) 運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令的に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業員に指示し、船内作業員に連絡すること。

2 当社は、刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害する恐れのある物品(以下「刀剣等」という。)の運送取扱いは引き受けない

3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客等の手荷物及び小荷物が前2項に該当するおそれがあると認めたときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員は、前3項の措置を講じたときには、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整備)

第6条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の乗船作業に関し十分な打ち合わせを行う。

2 乗船開始10分前になったとき、陸上作業員及び船内作業員は、それぞれの作業配置について人道橋の遮断を解く。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業員は船内作業員の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員の旅客の乗船を開始するよう指示する。

2 陸上の旅客係員は、旅客を乗降口に誘導する。

3 船内作業員は、旅客を乗降口から船内へ誘導する。

4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し旅客定員を超えていないことを確認して、運行管理(補助)者及び船長にそれぞれ報告する。

(離岸準備作業)

第9条 陸上作業員は、原則として離岸時刻5分前になったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業員と連絡をとり出航準備に入る。

2 船内作業員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を封鎖する。

3 船内作業員は、前各項の作業が終了したときは、乗船旅客数を速やかに船長に報告する。

(離岸作業)

第10条 陸上作業員は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航ベルを鳴らさせる)とともに見送り人等が離岸作業により危害をうけないよう退避させ岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し、綱取のため所定の位置に付く(本島港においては、船内作業員が綱放しの所定の位置に付く)

2 船長はすべての出港準備作業が完了したことお確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認したうえ、係留策を放させ慎重に離岸、出港する。

3 陸上作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留策を放す。

(船内巡視)

第11条 船内巡視は、別紙船内巡視要領に定める組織及び要領により実施する。

2 船長は悪天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、船内巡視員に臨時の船内巡視を前項以外の項目について実施させる。

3 船内巡視員は、以上の有無(安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。)を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第12条 運航管理(補助)者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業員に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2 陸上作業員は、船舶の着岸時刻10分前までに所定の位置に付いて、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第13条 陸上作業員は、迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、作業員は係留策の発射又は係留策の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。(本島港においては、船内作業員が陸上作業員もかねる)

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業員は、船内放送等により着岸時の衝突による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第14条 船長及び運航管理(補助)者は、係留中、旅客の安全に支障のないように係留方法並びに人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第15条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業員は、適切な時機に船内放送により乗客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、陸上作業員と協力して人道橋を架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第17条 陸上作業員は、船内作業員から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、人道橋を収納する。

2 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び以上の有無を、それぞれ運航管理(補助)者及び船長に報告する。

第5章 旅客の厳守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する厳守事項等の周知）

第18条 運航管理（補助）者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。
周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。（臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。）

（乗船旅客に対する厳守事項等の周知）

第19条 船長は、旅客が乗船している間適宣の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に全項各号の事項を掲示しておかなければならない。

第20条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。